

<<翻訳・通訳依頼の手引き>> ～翻訳・通訳を依頼される前に、必ずご一読下さい～

当協会の多言語ボランティアへ翻訳を依頼される場合は、下記の条件を満たしかつ、内容をご了承いただいた場合のみ依頼を受けることといたします。

下記内容をよくお読みになり、ご了承いただいたうえで「翻訳・通訳依頼書」をご提出下さい。

※翻訳・通訳依頼書をご提出いただいた場合は、下記の条件をご了承いただいたものとみなします。

◆ボランティアへの依頼が可能な機関・団体、人

- (1) 県、市町村、学校
- (2) 県内の非営利団体
- (3) 県内在住の個人

※また、県内企業からの依頼であっても、社員間（日本人—外国人）のコミュニケーションを円滑にする目的・効果のあるものや、地域での生活に必要な情報の翻訳は、理事長が認める場合に限り特別に引き受けることとする。

◆翻訳・通訳の対象となるもの

- (1) 外国人住民の生活支援に繋がる内容（外国人向けの案内表示、メニュー表、履歴書、ごみの出し方案内、予防接種の案内、地域の観光案内、マップ等など）
- (2) 国際交流・協力の活性化、外国人住民の活躍に繋がる内容のもの（交流イベントのチラシ等）
- (3) 公的目的で利用されるもの、公的性があるもの
- (4) その他、協会理事長が特に必要と判断したもの

◆対象とならないもの

- (1) 営利目的のもの（自社製品の多言語化、企業概要パンフレット等）
- (2) 公文書（住民票、戸籍謄本／抄本、結婚証明書 等）
- (3) 専門的な知識を必要とするもの、専門性が高いもの（同意書、企業内の作業工程マニュアル等）
- (4) 翻訳者のサインを求めるもの
- (5) 翻訳物が個人の為にしかないもの（公益性、公的性がないもの）

◆依頼する条件

- (1) 当協会に登録しているボランティアは翻訳・通訳を職業として行うものではなく、あくまでも市民の善意の活動であるため、その旨を了承して依頼をすること
- (2) ボランティアの翻訳から生じた損害については、協会、ボランティアの双方ともに責任を負わない旨を了承していること。
- (3) 成果物（翻訳物）は記録の為に協会に提出すること

◆報酬及び実費負担

報酬がある場合は依頼者が負担するものとする。

◆事故の責任

ボランティアの翻訳から生じた損害について、当協会や翻訳に当たったボランティアは一切その責任を負わないものとする。